



「刈払機取扱作業者の安全衛生教育」 開催のご案内

新発田労働基準協会

刈払機は、林業だけでなく建設業、製造業等でも広く使用されていますが、作業中の転倒や刈刃の跳ね返り、飛び石などによる事故も多く、大事に至ることもあります。また暑い時期の作業は労働負荷も大きく、労働災害が発生しています。さらに、刈払機取扱作業は振動障害の原因となるおそれが指摘されており、厚生労働省通達「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」（平成12年2月16日 基発第66号）により、特別教育に準じた教育として、刈払機を使用する業務に就かせる労働者に対する安全衛生教育の実施を求められています。

このたび、下記のとおり標記の教育を計画いたしました。労働者の安全と健康を守るためにも、是非この機会に受講していただきたくご案内申し上げます。

記

1. 日時・会場（学科・実技）

日	時	会 場	定 員
5月14日（火）	9時～16時	胎内市産業文化会館 胎内市新和町2番5号 (Tel 0254-43-2330)	30名

2. 講習科目

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 刈払機に関する知識 | 1時間 |
| (2) 刈払機を使用する作業に関する知識 | 1時間 |
| (3) 刈払機の点検及び整備に関する知識 | 0.5時間 |
| (4) 振動障害及びその予防に関する知識 | 2時間 |
| (5) 関係法令 | 0.5時間 |
| (6) 実技 | 1時間 |

3. 受講料

8,500円（非会員10,000円）
（テキスト代含む）

4. 申込み方法

- (1) 申込書にご記入の上、FAX又は郵送等で5月1日（水）迄にお申込みください。
なお、受講料は、銀行振込（銀行振込受領証のコピーを添付）又は事務局に現金持参でお願いいたします。（原則前納でお願いしております。）

○胎内市新和町2番5号(胎内市産業文化会館内)

○新発田労働基準協会(Tel 0254-43-2330 Fax 0254-44-8561)

○銀行振込先 第四北越銀行 中条中央支店 普通口座 No.1056361

(2) 受講者の変更は可能ですが、事前に連絡をお願いいたします。

5. その他

(1) 全課程を修了した方には、修了証を交付いたします。

(2) 携行品は、筆記用具、昼食(外食可)を持参下さい。

実技(同じ事業場から複数受講される場合、交代で使用できるものは持参ください。)

①刈払機(燃料入)、②ヘルメット、③保護メガネ、④手袋(防振手袋、皮手、ゴム手、軍手は不可)、⑤服装は長袖、長ズボン、⑥安全靴又は長靴、⑦雨具(小雨決行)

(注) 刈払機等を持参できない方も受講できます。

.....このまま送信ください.....

(FAX 0254-44-8561)

「刈払機取扱作業者の安全衛生教育」申込書

協会員 非協会員 (該当に✓を付してください)

事業所名	Tel		
	Fax		
所在地	〒		
※受付番号 (記入不要)	受講者氏名	生年月日	刈払機の可否
		昭平 . .	可 否
		昭平 . .	可 否
		昭平 . .	可 否

※刈払機を持参できる方は、可に○を。

(該当にレを付してください)

受講料 名分の 円を添えて申込みます。(振込予定 月 日)

事務局に現金持参(来場予定 月 日)

令和 年 月 日

申込み責任者 _____

新発田労働基準協会 行

個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報については、教育の実施及び修了証の管理以外は使用いたしません。